

改 正 後	改 正 前
別紙8 フィリピン向けいちご 本文第1（目的及び定義） 第1 対象生果実（本文第1の2関係）：フィリピン向けに輸出するいちご（<i>Fragaria</i>×<i>ananassa</i>）の生果実 第2 適用範囲（本文第1の3関係）：本別紙においては、本文第4から第6まで、第7の10、第8の1の（4）及び2の（2）、第11の5及び第12から第14までについては、適用しない。 第3 検疫対象有害動植物（本文第1の4関係） ア 高リスク有害動植物：<i>Drosophila pulchrella</i>（ニセオウトウショウジョウバエ）、<i>Drosophila subpulchrella</i>（ショウジョウバエ科の一種）、<i>Drosophila suzukii</i>（オウトウショウジョウバエ） イ 中リスク有害動植物：<i>Adelphocoris lineolatus</i>（ウススジカスミカメ）、<i>Agonum chalconus</i>（アオグロヒラタゴミムシ）、<i>Amara chalcites</i>（マルガタゴミムシ）、<i>Anisodactylus punctatipennis</i>（ホシボシゴミムシ）、<i>Anisodactylus signatus</i>（ゴミムシ）、<i>Anthonomus bisignifer</i>（イチゴハナゾウムシ）、<i>Archips fuscocupreanus</i>（ミダレカクモンハマキ）、<i>Aulacorthum solani</i>（ジャガイモヒゲナガアブラムシ）、<i>Colpodes japonicus</i>（ハラアカモリヒラタゴミムシ）、<i>Diaspidiotus perniciosus</i>（ナシマルカイガラムシ）、<i>Eysarcoris aeneus</i>（トゲシラホシカメムシ）、<i>Frankliniella fusca</i>（ウスグロアザミウマ）、<i>Frankliniella occidentalis</i>（ミカンキイロアザミウマ）、<i>Halyomorpha halys</i>（クサギカメムシ）、<i>Harmonia axyridis</i>（ナミテントウ）、<i>Lamoria glaucalis</i>（アカフツヅリガ）、<i>Macrosiphum euphorbiae</i>（チューリップヒゲナガアブラムシ）、<i>Pantomorus cervinus</i>（フラバーバゾウムシ）、<i>Popillia japonica</i>（マメコガネ）、<i>Synuchus arcuaticollis</i>（マルガタツヤヒラタゴミムシ）、<i>Deroceras laeve</i>（ノハラナメクジ）、<i>Limax flavus</i>（コウラナメクジ）、<i>Limax valentiana</i>（チャコウラナメクジ）、<i>Meghimatium bilineatum</i>（ナメクジ）、<i>Amphitetranychus viennensis</i>（オウトウハダニ）、<i>Eotetranychus asiaticus</i>（コウノアケハダニ）、<i>Eotetranychus geniculatus</i>（ミチノクアケハダニ）、<i>Colletotrichum acutatum</i>（イチゴ炭疽病）、<i>Colletotrichum aenigma</i>（イチゴ炭疽病）、<i>Colletotrichum boninense</i>（クワ炭疽病）、<i>Monilinia fructigena</i>、<i>Monilinia polystroma</i>、<i>Phytophthora fragariaefolia</i>（イチゴ疫病）、<i>Arabis mosaic virus</i>（アラビスモザイクウイルス）、<i>Tobacco necrosis virus D</i>（タバコえそDウイルス）、<i>Tomato black ringvirus</i>（トマト黒色輪点ウイルス）及び<i>Tomato ringspot virus</i>（トマト輪点ウイルス）	新設

本文第 2（生産園地・生産施設の登録）

第 4 生産施設の登録要件（本文第 2 の 1 関係）

- ア ガラス温室、ビニールハウス等であること。
- イ 防除暦等を踏まえ、有害動植物の防除が行われること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第 2 の 3 関係）

- ア 提出期日：毎年 7 月 31 日
- イ 添付書類：生産施設におけるトラップ設置図

第 6 登録生産園地・生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 2 の 8 関係）

- ア 報告期日：毎年 8 月 31 日
- イ 添付書類：生産施設におけるトラップ設置図

第 7 登録生産園地・生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第 2 の 9 関係）

- ア 提出期日：第 6 の提出後、遅延なく提出する。
- イ 添付書類：生産施設におけるトラップ設置図

本文第 3（選果こん包施設の登録）

第 8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 3 の 2 関係）

- ア 提出期日：毎年 7 月 31 日
- イ 添付書類：不要

第 9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第 3 の 3 の（5）関係）
：有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う
選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動
植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

第 10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 3 の 5 関係）

- ア 提出期日：毎年 8 月 31 日
- イ 添付書類：不要

第 11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第 3 の 6 関係）

ア 提出期日：第10の提出後、遅延なく提出する。

イ 添付書類：不要

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

本文第6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

本文第7（栽培地検査）

第23の2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第7の1関係）

ア 提出期日：毎年7月31日

イ 添付書類：生産施設の所在地に係る地図

第24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第7の8関係）

ア ニセオウトウショウジョウバエ、*Drosophila subpulchrella*及びオウトウショウジョウバエ（以下「ショウジョウバエ類」という。）に対するトラップ調査

① 対象有害動植物：ショウジョウバエ類

② 実施時期及び頻度：輸出開始の1か月前からトラップを設置し、輸出期間終了まで、2週間に1回調査

③ 方法：全ての登録生産施設において、以下に定める手順に従ってトラップを設置し、ショウジョウバエ類の捕獲の有無を確認する。

（ア）側面に直径5mm程度の孔を4～6個開けたプラスチック容器（250～750ml程度）を使用すること。

（イ）トラップ内に入れる液体には、日本酒及び蜂蜜を重量比5：1で混合したもの、リンゴ酢原液（JAS規格に定める酸度4.5%以上のもの）その他のショウジョウバエ類の成虫を誘引する効果が確認されているもの（以下「誘引剤」という。）を使用し、液体の量は、容器容量の半分以上とすること。

（ウ）トラップは登録生産施設内に2個以上設置し、当該施設の面積が0.5 haを超える場合は、当該面積が0.5 ha増えるごとにトラップを追加で1個ずつ増設すること。

（エ）2週間に1回、トラップ調査及び誘引剤の交換を行うこと。

イ ショウジョウバエ類に対する生果実調査

① 対象有害動植物：ショウジョウバエ類

② 実施時期及び頻度：輸出開始前から輸出期間終了まで、2週間に1回調査

- ③ 方法：登録生産施設内の果実の外観を目視により確認し、ショウジョウバエ類の寄生が疑われるものがあつた場合は、当該果実を切開し、ショウジョウバエ類の発生の有無を確認する。

ウ 検疫対象有害動植物に対する調査

- ① 対象有害動植物：検疫対象有害動植物
② 実施時期及び頻度：輸出開始前から輸出期間終了まで、1か月に1回調査
③ 方法：登録生産施設において、防除暦等に基づく病虫害防除の実施状況及び検疫対象有害動植物の発生の有無を確認し、その結果を検査成績表（別記様式②）に記録する。

エ 輸出の開始前1か月間の報告：輸出の開始前1か月間に実施したアの調査結果については、別記様式①に記録の上、補助員または登録検査機関が植物防疫官に提出するものとする。

第25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第7の10関係）：適用しない。

本文第8（栽培地検査報告書の交付）：適用しない。

本文第9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第9の2関係）

ア 有害動植物：ショウジョウバエ類

イ 措置内容：原因が究明され適切な改善措置が講じられるまでの間、当該登録生産施設の登録停止

本文第11（選果こん包の実施）

第29 選果こん包等の内容（本文第11の1の（9）関係）

- ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも1人、第9の登録を受けた選果技術員を配置するものとする。
イ こん包に用いる容器又は箱は、原則として、密閉式の箱又は容器を使用するものとするが、非密閉式の箱又は容器を使用する場合は、次のいずれかの措置を行うものとする。

① こん包に用いる容器又は箱に、通気孔がある場合は、網（孔の直径が1.6mm以下のものに限る。以下同じ。）で覆うこと。

② 各こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。

ウ 対象生果実の各こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい位置には、次の字句を表示するものとする。

① フィリピン向けの表示：For the Philippines

② 登録生産施設番号（Code of registered greenhouse）

③ 登録選果こん包施設番号（Code of registered packing facility）

エ 各こん包又は束ねたこん包は、「PLANT QUARANTINE JAPAN」又は「植物検疫 PLANT QUARANTINE」の字句が表示されたラベル、テープ又はシールで封印すること。

第30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第11の5関係）：適用しない。

本文第12（低温処理の実施）：適用しない。

本文第13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

本文第14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

本文第15（目視検査）

第36 目視検査申請書の添付書類（本文第15の1関係）

ア フィリピン政府が発行する輸入許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

ウ 栽培地検査報告書又はその写し

第37 目視検査の内容（本文第15の9の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：登録生産施設、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を1つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、かつ、申請者から要望があったときは、異なる登録生産施設又は品種の荷口をまとめて1つの検査荷口とすることができる。

イ 検査抽出数量：検査荷口ごとに箱数の2%以上

第38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第15の10の（3）関係）：各こん包又は束ねたこん包の側面に、第29のウの表示及びエの封印がされていること。なお、目視検査のために封印を破ってこん包を開封した場合、

当該検査終了後、再度第29のエの封印をおこなうこと。

第39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第15の13関係）

ア 有害動植物

- ① ショウジョウバエ類及び*Monilinia fructigena*
- ② ミカンキイロアザミウマ、クサギカメムシ、ナミテントウ及びマメコガネ

イ 措置内容

- ① アの①の有害動植物を確認した場合は、適切な改善措置が講じられるまでの間、当該登録生産施設の登録を取消し
- ② アの②の有害動植物を確認した場合は、当該登録生産施設に対し、当該有害動植物の適切な防除に関する指導を実施

本文第16（植物検疫証明書の交付）

第40 輸出検査申請書の添付書類（本文第16の1関係）

- ア フィリピン政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 目視検査報告書の原本又はその写し（本文第15の2により、目視検査の申請を本文第16の1の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りでない。）

第41 植物検疫証明書の追記（本文第16の5関係）：次に掲げる追記を行うものとする。

- ア Fresh strawberry fruits are exported in compliance with the conditions stated in the Bilateral Agreement between MAFF and BPI. These have been inspected by MAFF and are found to be free from quarantine pests of concern to the Philippines.
- イ 登録生産施設及び登録選果こん包施設の登録番号

本文第17（輸入国の検査官の査察要請等）

第42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第17の1関係）

- ア 査察時期：毎年、輸出時期の前
- イ 査察対象：登録生産施設及び登録選果こん包施設

第43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期

限（本文第17の2関係）：招へいの50日前まで

第44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（
本文第17の6関係）：招へいの30日前まで

本文第20（その他）

第45 その他（本文第20の2関係）

ア フィリピンにおける輸入検査の結果、ショウジョウバエ類、クサギ
カメムシ、ナミテントウ、マメコガネ及び*Monilinia fructigena*が発
見された場合は、その原因が特定され、適切な措置が講じられるまで
の間、我が国からの対象生果実の輸出は全て停止される。このため、
フィリピン植物防疫機関からその旨の通知を受けた時から対象生果実
の輸出の再開が認められるまでの間、植物防疫官による植物検疫証明
書の交付は、全て停止するものとする。

イ フィリピンにおける輸入検査の結果、ウスグロアザミウマ、ミカン
キイロアザミウマ、チューリップヒゲナガアブラムシ、フラワーバラゾ
ウムシ、オウトウハダニ、コウノアケハダニ、ミチノクアケハダニ、
イチゴ炭疽病（2種）、クワ炭疽病、*Monilinia polystroma*、アラビ
スモザイクウイルス、トマト黒色輪点ウイルス及びトマト輪点ウイル
スが発見された場合は、当該輸入検査を受けた荷口は我が国に返送又
は廃棄される。

ウ フィリピンにおける輸入検査の結果、第3のイに規定する検疫有害
動植物（ただし、ア及びイに記載のものを除く。）が発見された場合
は、消毒、再輸出又は廃棄される。

別記様式①（本文第7の8関係）

検査成績表（年度フィリピン向けいちご）

登録検査機関検査員氏名
補助員氏名
植物防疫官氏名

ショウジョウバエ類を対象とした栽培地検査（トラップ調査及び生果実調査）

登録生産施設番号

トラップ番号	調査年月日			
生果実調査				

（注）ショウジョウバエ類が発見された場合は発見された頭数を記載し、発見されなかった場合は×を記載すること。

別記様式②（本文第7の8関係）

検査成績表（年度フィリピン向けいちご）

登録検査機関検査員氏名
補助員氏名
植物防疫官氏名

検疫対象有害動植物を対象とした栽培地検査

登録生産施設番号

検査実施日	防除盾等に基づく病害虫防除の実施状況	検疫対象有害動植物発生状況 （有害動植物名及び発生程度）	備考（追加で実施した防除等）

- （注） 1 検疫対象有害動植物発生状況は、有害動植物名及び発生密度を具体的に記載すること。
- 2 検疫対象有害動植物発生密度が小程度の場合は、当該有害動植物名を記録すること。
- 3 検疫対象有害動植物発生密度が中程度以上の場合、当該有害動植物に対する病害虫防除についての指導の内容及び実際に行われた防除の詳細を備考に記載すること。